

さぬき市監査委員公告第2号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき実施した平成30年度定期監査及び行政監査の結果について、同条第9項及び第10項の規定により、別紙のとおり公告します。

平成31年3月12日

さぬき市監査委員 元 山 清
さぬき市監査委員 間 嶋 三 郎

平成30年度

定期監査・行政監査結果報告書

平成31年3月

さぬき市監査委員

平成30年度定期監査及び行政監査の結果について

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項に基づく定期監査及び行政監査

2 監査対象

財務に関する事務の執行及び行政事務の執行

(1) 平成29年度分

(2) 平成30年度(4月1日から基準日まで)

① 実地監査に関する基準日・・・平成30年10月31日

② 各課等対象監査に関する基準日・・・平成30年11月30日

3 監査の評価項目及び実施内容

予算、議決、法令等に基づく適正性のほか、経済性、効率性及び有効性に主眼を置き監査を実施した。

特に、地方自治法第2条第14項(最少の経費で最大の効果を挙げる。)及び第15条(組織及び運営の合理化等)の規定の趣旨にのっとり事務事業が実施されているかに重点を置いた。

また、市の内部統制(リスク・マネジメントの業務上のリスクや手順を見える形にし、危険を予防・抑制するためのリスク管理の手法)に注視するとともに、市行政改革実施計画(平成27年度～平成30年度)の取組項目に掲げられた項目の進捗状況についても監査を実施した。

監査は、各部署から関係書類の提出を求めるとともに、説明を聴取して実施した。

4 監査日程

(1) 監査期間

平成30年12月4日から平成31年1月29日まで

(2) 監査実施日及び実施場所

① 実地監査

実施月日	対象施設・実施場所	所管課等
12月4日	長尾中学校	学校教育課・教育総務課
	志度中学校	学校教育課・教育総務課
	志度図書館	生涯学習課
12月5日	さぬき南小学校	学校教育課・教育総務課
	さぬき南中学校	学校教育課・教育総務課
	寒川図書館	生涯学習課

② 各課等監査

実施月日	部署名等		実施場所
1月17日	総務部	長尾支所	福祉事務所 2階会議室
	健康福祉部	国保・健康課	
		長寿障害福祉課	
		子育て支援課	
		子育て支援課 幼保連携推進室	
		介護保険課	
		福祉総務課	
1月18日	総務部	津田支所	教育委員会 1階会議室
	教育委員会事務局	教育総務課	
		教育総務課 学校再編対策室	
		学校教育課	
		生涯学習課	
1月22日	総務部	寒川支所	寒川支所
		大川支所	大川支所
		地域情報課	
	建設経済部	下水道課	
	津田診療所		津田診療所
1月23日	総務部	秘書広報課	本庁 4階会議室
		秘書広報課	
		男女共同参画・国際交流推進室	
管財課			
建設経済部	建設課		
1月24日	建設経済部	都市計画課	
		商工観光課	
		土地改良課	
		農林水産課	
	農業委員会事務局		
1月25日	市民病院	総務企画課	市民病院 2階会議室
		患者サービス課	
		施設管理課	
	会計管理者	会計課	
議会事務局	議事課		
監査委員事務局			
1月28日	市民部	生活環境課	本庁 4階会議室
		市民課	
		税務課	
		税務課 債権管理室	
		人権推進課	

1月29日	総務部	総務課 危機管理室	本庁 4階会議室
		総務課	
		政策課	
		政策課 予算調整室	
	選挙管理委員会事務局		

5 監査結果

監査の結果、事務の執行については、おおむね適正に処理されていたが、別記のとおり監査委員の意見を付すものである。

当該事項について措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定により、その旨を監査委員に通知されたい。

なお、通知は、監査結果を公表した日から起算して3か月を経過する日の属する月の月末までを目処に行われたい。

また、監査期間中に判明した軽微な指摘事項、改善事項等については、全監版都市監査基準第6条（指導的機能の発揮）により、適宜、口頭にて助言を行った。

今後も、法令等を遵守し、厳正かつ適正な経営に係る事務事業の実施に努められたい。

【監査結果の評価及区分の基準】※監査結果の取扱基準

区 分	基 準
指摘事項	① 法令等（法律、政令、省令、条例、規則、要綱、基準等）に違反しているもの
	② 予算の目的及び範囲に違反しているもの
	③ 著しく不経済又は非効率的執行となっているもの
	④ 著しく適正を欠くもので是正する必要があるもの
	⑤ すでに指摘事項、指導注意事項及び検討事項となっている案件で、是正又は改善の措置や検討がされていないもの
指導注意事項	① 指摘事項のうち、軽微な誤謬等と見受けられるもの
	② 事務処理における軽度な誤り等で、直ちに補正すれば特段の支障がないもの
	③ 今後、是正又は改善の必要があるもの
	④ その他、適正を欠くもので特に注意を要すると認められるもの
検討事項	① 今後、是正又は改善のための検討が必要と認められるもの
	② 特別な理由により、是正又は改善に長期間にわたって時間が必要と認められるもの
委員意見	① 監査結果に基づき、意見を述べる必要があると認められるもの
	② 特に要望する必要があると認められるもの

平成30年度定期監査・行政監査結果

指摘又は意見等

監査年度	2018 (平成30)	年度	結果No.	1
監査結果の区分	検討事項	対象組織	総務部総務課	
指摘・意見等の項目	金券等の管理簿の様式統一について			
指摘・意見等の内容	<p>金券等の管理については、受払簿の訂正が多いものや訂正印が無いといった不適切な事務も見られたが、おおむね適正に管理されていた。</p> <p>しかし、郵券の受払簿の様式の統一が図れていないため、管理方法（受払数、残数、確認方法、確認印等）に差異がある。</p> <p>全庁的に受払簿の様式を統一し、管理方法も部署によって差異がないよう周知徹底されたい。</p> <p>また、駐車券のプリペイドカードについて、特別会計で管理しているものについて、一般会計の管理記録簿と様式が異なるものが見受けられたことから、市として様式の統一を図り同様の管理とされたい。</p>			

平成30年度定期監査・行政監査結果

指摘又は意見等

監査年度	2018 (平成30)	年度	結果No.	2
監査結果の区分	委員意見	対象組織	総務部秘書広報課	
指摘・意見等の項目	適切な人事管理及び労務管理等について			
指摘・意見等の内容	<p>時間外勤務は、平成29年度、平成30年度ともに、総務部及び建設経済部の職員に多くみられる。 また、それ以外の部署でも特定の係に時間外勤務が多い傾向が見受けられる。 時間外勤務が多い、また休暇取得が少ない部署においては、安全衛生管理と人員配置に配慮を望むものである。</p> <p>また、専門性も大切ではあるが、同一部署が長期勤続の職員にはキャリアパス（経験を積み、新たな能力や技術を身につける等）の観点からも、特定の職員に業務が固定されないよう計画的な人員配置を検討されたい。</p> <p>人事管理（人事異動や評価等）及び労務管理（勤務時間や休暇管理等）においては、管理の効率化を図るためのシステム化も検討し、より適切な人員配置によって組織力の向上を図られたい。</p>			

平成30年度定期監査・行政監査結果

指摘又は意見等

監査年度	2018 (平成30)	年度		結果No.	3
監査結果の区分	検討事項	対象組織	総務部 健康福祉部 教育委員会事務局		
指摘・意見等の項目	学校等業務に伴う自家用車の公務使用及び事務の効率化について				
指摘・意見等の内容	<p>「さぬき市職員の自家用車の公務使用に関する取扱要綱では、「市有自動車（以下、「公用車」という。）を使用することが困難」で、かつ「公共交通機関等を利用する場合より効率的で円滑な公務の遂行が可能となるときに限り」、登録を受けた職員の自家用車の公務使用を承認している。</p> <p>これは、公務には公用車又は公共交通機関を使用することが原則であるが、それらによることが困難かつ非効率な場合にのみ登録を受けた自家用車の使用を認めるものである。</p> <p>小学校、中学校、幼稚園、保育所及び児童館（以下、「学校等」という。）には、日常業務としての通送文書の送受業務や児童の送迎、物品購入、職員の出張・研修等があるが、公用車配備がないため自家用車若しくは徒歩で公務を行っている。</p> <p>自家用車の公務使用中に交通事故が発生したときは、当該自家用車で加入する職員個人の責任保険等又は任意保険をもって損害を賠償し、第三者等への示談等の交渉も職員が行うこととなっており職員のリスクや精神的負担が大きい。</p> <p>全職員の庁外業務に公用車を配備することは非常に困難であると理解するものであるが、日々必ず移動を要する公務においては、職員のリスクや負担の軽減を考慮し、優先的に公用車を配備することを再検討されたい。</p> <p>また、自家用車使用に伴う旅費（費用弁償含む。）請求では、通送便での文書を受け取る支所等が離れた学校等は、その都度、旅行命令権者の承認を受け、旅費を算出し、その旅費請求の手書き事務が発生している。</p> <p>旅費請求があったものだけで、その旅行命令回数が約3千件、旅費請求書数が約1千枚（平成29年度分）となっている。</p> <p>市内移動が多いため一回当たりの交通費は数十円から数百円と安価のため、学校等の年間旅費請求額は約125万円（平成29年度）であるが、その旅行命令、旅費請求及びそれら審査のための労力や時間は、非常に非効率で経済性に欠</p>				

けると言える。

また、旅費請求していない場合があるとのことであり、自家用車の公務使用による旅費の実費は不明である。

旅費請求の誤りを減らすための事務の正確性を高めることはもとより、手書き事務の削減やペーパーレス化の検討、現行の遞送便の見直し等、多面的かつ柔軟に改善を検討されたい。

平成30年度定期監査・行政監査結果

指摘又は意見等

監査年度	2018 (平成30)	年度		結果No.	4						
監査結果の区分	指摘事項	対象組織	総務部政策課								
指摘・意見等の項目	PRサポーター活動奨励金の検証等について										
指摘・意見等の内容	<p>「奨励金」とは、特定の事業を保護・奨励するために交付される金銭であり、補助金、助成金、給付金等と呼ばれる場合もある。</p> <p>さぬき市PRサポーター活動奨励金交付要綱（以下、「要綱」という。）は、さぬき市補助金交付規則の下で規定される要綱であると解する。</p> <p>要綱施行（平成24年10月）以降に認定されたサポーターは6団体であるが、平成30年度は2団体である。そのうち、当初から今年度までの間で奨励金交付団体は1団体（同一団体）のみとなっている。</p> <p>要綱第4条第1項では、団体の県外活動には5万円以内の奨励金額が定められているが、その交付団体へは次の金額が交付されている。</p> <table border="0"> <tr> <td>平成28年度</td> <td>71万9千円（確定額）</td> </tr> <tr> <td>平成29年度</td> <td>100万円（確定額）</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>100万円（交付決定額）</td> </tr> </table> <p>上記の交付額は、要綱第4条第2項の「特に市のイメージアップ及びPR効果に貢献すると認め、市長が別に定める額」として、平成28年度において「今回に限り」との限定措置として71万9千円の交付決定がされた経緯があるが、その後、平成29年度及び平成30年度は100万円の交付決定がされ、それらの額は第1項に規定する基本的な額（5万円）の14倍から20倍となっている。</p> <p>奨励金交付団体が、当初から現在まで同一の1団体のみであること、さらに要綱第4条第1項に定める基本的な交付額から大幅に増額された額で継続的に支出されており、公平性に欠ける。</p> <p>また、地方自治法では、市は予算の執行の適正を期するため、補助金等の交付を受けた者（終局の受領者を含む。）に対して、その状況を調査し、又は報告を徴することができること（第221条第2項）が定められている。</p> <p>要綱の目的は、市民にも賛同と理解を得られるものであると考えるが、PR活動の効果がさぬき市にどのように発揮されているものかの検証が行われていない。</p>					平成28年度	71万9千円（確定額）	平成29年度	100万円（確定額）	平成30年度	100万円（交付決定額）
平成28年度	71万9千円（確定額）										
平成29年度	100万円（確定額）										
平成30年度	100万円（交付決定額）										

PR活動の効果などはすぐに発揮されるものではないと理解するが、市が期待する効果が発揮されるまでの期間や効果指標を定め、公金支出の公益性及び有効性を検証されたい。

補助金等は公益上必要な場合に支出できる現金給付であり、公共の利益の維持・向上に寄与するものでなければならない。

市全体で補助金の見直しに取り組んでいる中で漫然と支出されることがないように、公平性を確保されたい。

なお、さぬき市補助金等交付規則第18条では、3年を超えない範囲で補助金等の充実、整理、統合、廃止その他の見直しに努めなければならないと規定されていることを申し添えるものである。

平成30年度定期監査・行政監査結果

指摘又は意見等

監査年度	2018（平成30）年度		結果No.	5
監査結果の区分	指導注意事項	対象組織	教育総務課 （小学校、中学校）	
指摘・意見等の項目	防犯カメラの設置場所の改善について			
指摘・意見等の内容	正面玄関や裏口などの出入口を映す防犯カメラの設置がないところは、未然に事故・事件を防ぐ意味で設置されたい。			

監査年度	2018（平成30）年度		結果No.	6
監査結果の区分	指導注意事項	対象組織	学校教育課 （小学校、中学校）	
指摘・意見等の項目	金銭管理簿及び郵券受払簿の管理について			
指摘・意見等の内容	<p>金銭（郵券も金券であるため同様）は、定期的に学校長など管理者がチェックする体制をとるなど、厳重及び慎重に取扱う体制を取られたい。</p> <p>また、金銭管理簿及び郵券受払簿の管理について、次のような不適切な点が見られたので改善されるとともに、管理簿の様式を統一するなど事務改善をされたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○領収書に領収年月日の記載がない。 ○金額の修正がされている。 ○記載事項が鉛筆書きである。 ○押印・金額の記載がない。 ○金銭管理簿が学校によって違い、管理が統一されていない。 ○管理簿と通帳の金額が一致しない。 ○長期間、管理簿の記載がない。 ○郵券受払簿に残量及び残金金額の記載がない。 ○備品シールの貼付がない。 			

監査年度	2018（平成30）年度		結果No.	7
監査結果の区分	指導注意事項	対象組織	学校教育課 （小学校、中学校）	
指摘・意見等の項目	個人情報の管理について			
指摘・意見等の内容	金銭管理簿には必要がないと思われる個人情報も一緒に保管されているところがあった。生徒の個人情報については、厳重に保管管理をされたい。			